

平成 28 年 2 月 19 日

「新たな所得連動変換型奨学金制度の創設について（第一次まとめ 素案）について」
の意見

全国高等学校長協会
会 長 宮 本 久 也

「まとめ」にも記載があるように現実の問題として、高等教育への進学を希望しているにも拘わらず経済的な理由で希望を断念せざるをえない高校生が多数存在するということは事実である。これらの生徒の希望を実現することを目的とする「新たな所得連動型奨学金制度」を創設することに対して、生徒を教育する立場の団体として強く賛同する。

また方針の中にある、対象者を大学院への進学者に拡大する方向性については、若者の可能性を更に高める観点からも是非実現していただきたい。

次に、大きな課題である奨学金の返還についての意見を述べる。

本質論から言うと、奨学金制度は国家の将来を担う若者の成長を促す制度であり国家安泰のために必要な投資と考えられることから、貸与型奨学金ではなく国庫金を用いる給付型奨学金とするのが妥当であると考え、予算が限定されているという状況を加味した判断となると、貸与型として対象人数をより確保するという方向性もやむなしと考えている。

このような方策の下においても、経済的な困窮者に対するきめ細かな対応が必要となることは言うまでもない。この意味で、新制度を無利子奨学金から先行的に導入することには賛成であり、返還猶予の申請可能期間延長にも賛同するものである。また、公平性の観点から「個人主義の観点」ではなく、「家族主義の観点」を採用することは必要であると考ええる。

このようなことから、「まとめ」に記載があるように「卒業後所得が低い返還者からの返還額は抑えつつ、所得の高い返還者からより多くの金額を納めてもらう」ことが、方向性として適切であると考え。ただし、このような方策を採る際に肝要な「個人の所得額の把握及び遺漏のない奨学金返還手続きの徹底」については、公平性の観点に基づく具体的かつ検証性の高い方策の検討及び実施が必要である。